

平成20年(ラ)第1623号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告事件
(原審・東京地方裁判所平成20年(ル)第10074号)

決 定

[REDACTED]
抗告人(債権者)

同代理人弁護士 荒井哲朗
同 白井晶子

東京都中央区渋谷三丁目8番1号

相手方(債務者) 株式会社フロンティア
同代表者代表取締役 中川 [REDACTED]
主 文

- 1 本件執行抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は、抗告人の負担とする。

理 由

第1 本件執行抗告の趣旨及び理由

別紙「執行抗告状」(写し)記載のとおりである。

第2 事案の概要

- 1 抗告人は、相手方を債務者とし、差し押さえるべき債権(以下「差押債権」という。)を次のとおり表示して債権差押命令の申立てをした。

「金104万9670円」

ただし、債務者が第三債務者(本店扱い)に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日以降に既に発生した利息債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

口座の表示:普通預金口座、口座番号7874483

口座名義人 株式会社フロンティア

差し押さえる普通預金の時的範囲：本命令送達の時から 3 営業日以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分（本命令送達の時に存在する預金及び同日を含む 3 営業日が経過するまでに受入れた金員によって構成される部分）
元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序：元本の受入れ時期の早いものから（頭書金額に満つるまで）」

2 原審は、① 債権執行における差押債権の特定は、第三債務者において格別の調査の負担を伴わずに識別することが可能といえることが必要であり、② 本件申立てに係る差押命令が発せられた場合には、第三債務者である銀行は、当該普通預金口座に対する入金について、相当の頻度で確認し、隨時、預金者からの払出しの請求に応ずる体制を構築する必要があり、預金者からの払出しの請求に応ずるために、払出しの停止をシステム上行った預金口座について、個別に停止の解除を人為的に行う必要があることなどからすると、本件申立ては、第三債務者に過大な負担を負わせるものであって、適切な特定がされていないから、不適法であると判断して、抗告人の申立てを却下した。

これに対し、抗告人は、差押債権の特定としては、前記の特定の程度で十分であるなどとして、本件執行抗告を提起した。

第3 当裁判所の判断

1 本件差押命令の申立てにおける差押債権の特定について

(1) 差押債権の特定の必要性について

債権執行における差押命令の申立てにおいては、「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲」（民事執行規則 133 条 2 項）を明らかにしなければならない。このように、差押債権及び債権の一部を差し押さえる場合にあっては、その範囲（以下「差押債権及びその範囲」という。）の特定を要するのは、執行裁判所が、差押債権が法律上差押えが許されるものであるか、差押えが許される範囲を逸脱していないかを判断するために必

要であるとともに、差押命令を受けた債務者及び第三債務者においてどの債権がどの範囲で差し押さえられ、弁済禁止の効果が生じたかを識別するため必要であるからである。

そして、このような差押債権の特定が必要とされる趣旨に加えて、第三債務者は、債務者への弁済義務を負うが、執行手続上は第三者であって、第三債務者の執行手続への協力義務は、社会的に相当な範囲に限られるべきであることを考慮すると、差押債権の特定については、単に差押債権及びその範囲を誤認混同することなく、識別することができれば足りるものではなく、第三債務者において、差押債権及びその範囲を過大な調査の負担を伴わずに識別することができることが必要であり、差押債権の特定がこの程度に達していないときは、差押債権の特定を欠くことになるものというべきである。

(2) 本件申立てに係る差押命令を受ける銀行の負担について

当裁判所も、本件申立てに係る差押命令を受ける銀行の負担は、相当程度大きなものであり、特に同種の差押命令が複数発令された事態を想定すると、その負担は甚大なものであると判断する。その理由は、原決定3頁9行目の「銀行の負う負担は」を「銀行は、上記のような負担を負い、その負担は」に改めるほかは、原決定の「理由」中の「第2 当裁判所の判断」の2及び3に説示するとおりであるから、これを引用する。

(3) 本件申立てにおける差押債権の特定について

以上によれば、本件申立てに係る差押命令を受けた銀行の負担は、相当程度大きなものといわざるを得ないのであって、社会通念及び現在の銀行実務に照らすと、その負担は、執行手続上第三者である第三債務者の負うべき負担としては、過大なものであると認めるのが相当である。

そうすると、本件申立てにおける差押債権の特定の程度では、第三債務者において、差押債権及びその範囲を過大な調査の負担を伴わずに識別することができるものということはできないから、本件差押命令の申立ては、差押

債権の特定を欠くものというべきである。

2 執行抗告の理由に対する判断

(1) 抗告人は、普通預金債権は、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人を記載することによって十分に特定されており、その後に発生した預金債権もそれまでに存在した預金債権と合算され、単一の債権として取り扱われる性質のものであり、法律的な個性を備えているから、これについて特定性を欠くとするのは技巧的に過ぎると主張する。

しかし、前記1(1)において説示したとおり、差押債権の特定については、単に差押債権及びその範囲を誤認混同することなく、識別することができるだけでは足りず、第三債務者において、差押債権及びその範囲を過大な調査の負担を伴わずに識別することができる必要があり、差押債権の特定がこの程度に達していないときは、差押債権の特定を欠くことになるものというべきであって、仮に普通預金債権の性質について、抗告人が主張する解釈を採用することが可能であるとしても、上記の観点から本件申立てにおける差押債権の特定がされているかどうかを検討すると、前示のとおり、本件申立てにおける特定の程度では、第三債務者において、差押債権及びその範囲を過大な調査の負担を伴わずに識別することができるものということはできないから、普通預金債権の法律的性質等を理由として本件申立てについて差押債権の特定性を認めるべきであるとする趣旨の抗告人の上記主張は、採用することができない。

(2) 抗告人は、① 電子的記録によって預金を管理し、コンピューター上で預金口座に関する入出金情報を管理しているという現在の銀行実務の実態に照らすと、第三債務者とされた金融機関が本件差押命令に対して人為的に対応する必要があるとは考えられない、② 本件申立てに係る差押命令が発令されても、第三債務者である金融機関としては、当該預金口座を3日間注視し続ける必要はなく、支払（払出し）停止措置をとった上で、債務者からの払

出しの請求があったときにのみ差押債権額と預金残高を比較する作業をすれば足りるから、第三債務者である金融機関が過度の負担を強いられることになるとは考えられないと主張する。

しかし、現在の銀行実務における債務者からの払出しの手続についてみると、払出しの手続は、営業時間内の自行の窓口におけるものだけでなく、営業時間の内外を通じて自行又は提携先の他行のA T M(現金自動預け払い機)等によるものがあり、その回数も頻繁である可能性があるから、差押命令を受けた銀行としては、通常の営業時間を超えて、預金残高を注視し、これらの払出しの手續がされる都度、直ちに差押債権の額と預金残高を比較して払出しに応ずるかどうかを判断する作業が必要になるのであり、本件記録中の各銀行の別件での調査嘱託に対する回答書によれば、銀行の預金管理システム上、特定の口座への入金状況を自動的に監視する設計になっておらず、このような作業を行うとすれば、人力に頼らざるを得ないことが認められるから、本件申立てに係る差押命令を受ける銀行が過度の負担を強いられることになるとは考えられないとする抗告人の上記主張は、採用することができない。

(3) 抗告人は、現行の普通預金債権の差押えの運用においても、利息債権は、差押命令送達後に増加するから、差押命令送達後に差押債権額の計算、預金残高との照合、払出しの請求への応否等の手続の煩瑣が生じているはずであると主張する。

しかし、差押命令送達後の利息については、利率、利払時期、利息計算方法等はあらかじめ預金者との約定により定まっており、これを元本に組み入れる日は事前に確定しているのに対して、差押命令送達後の入金については、入金の有無及び時期、入金の回数、入金額等も予測することができないのであって、銀行の負担は、この両者では大幅に異なるものというべきであるから、利息債権に対する対応との対比を理由として、本件申立てに係る差押命

令を受ける銀行が過大な負担を強いられることになるということはできないとする趣旨の上記主張は、採用することができない。

(4) 以上のか、抗告人は、本件差押命令の申立てにおける差押債権の特定は、前記の程度で十分であるとして、種々の主張をするが、これらは、以上に説示した当裁判所の見解に反するか、又は当裁判所が採用しない見解に基づくものであるから、採用することができない。

3 以上によれば、抗告人の執行抗告の理由は、いずれも失当であるから、本件執行抗告は、理由がない。

よって、本件執行抗告を棄却することとする。

平成20年11月7日

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 柳田幸三

裁判官 大工強

裁判官 花村良一

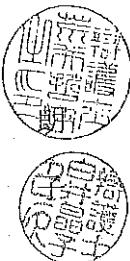
執行抗告状

平成20年10月7日

東京高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 荒井 哲

同 弁護士 白井 晶



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原決定の表示

事件番号 東京地方裁判所平成20年(ル)第10074号

債権差押命令申立事件

決定日 平成20年10月3日

告知日 平成20年10月6日

主文 本件申立を却下する。

申立費用は債権者の負担とする。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
 - 2 相手方（債務者）が、第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
 - 3 第三債務者は、相手方に対し、差し押さえられた債務の支払いをしてはならない。
- との決定を求める。

抗告の理由

第1 原決定の要旨等

- 1 本件は、金融機関名、取扱支店、口座番号及び口座名義人の名称によって具体的に特定された普通預金口座に係る、送達の時から3営業日以内に当該普通預金債権となる債権を差押債権としてする債権差押命令の申立である。
- 2 原決定は、債権差押命令申立においては、差押債権の記載は、「第三債務者において格別の調査の負担を伴わずに識別することが可能といえることが必要」であるとして本件の問題を特定性の問題であると捉え、第三債務者である銀行が、払い出し停止を行った預金口座について、個別に入金状況の確認や停止の解除を人為的に行うことが必要であるとの銀行等の調査嘱託に対する結果を無批判に採用した上、このような事務手続が銀行にとって甚大な負担となる可能性があるとして、具体的な預金差押等取扱実務について詳細な検討をすることなく、債権者と債務者、第三債務者の利害関係を調整しうる方途について検討せず、将来債権の差押が実務上認められている他の債権差押手続の実情やこれらすでに容認されている手続との異同等を検討することもないまま、申立を却下した。

しかし、原決定は、適切ではない。

詐欺商法を業とする業者などにおいては、不特定多数者に公開する預金口座からは頻繁に出金手続を繰り返すことによって強制執行手続を不当に回避しようとする傾向が如実に見られるところであり、本件申立はそのような強制執行妨害罪（刑法96条の2）を構成させる犯罪行為に対抗して債権執行手続の実効を図ろうとするものである。執行裁判所は、普通預金契約に関する判例の動向、将来債権の差押

に関する判例及び実務の動向、預金取引に関するコンピューターシステムの進歩の状況を適切に把握し、強制執行手続きを実効あらしめるために金融機関が策定しうる約款にはどのようなものが考えられるか、払戻手続を巡る紛争の公平な解決のために債権の準占有者に対する弁済に関する規定の適用などの採用しうる法律構成を総合的に検討し、執行の実を高めることを適切に指向するべきである。

第2 各論

1 「特定」の問題、包括的執行の問題、流動性預金の「個性」

(1) 原決定は、預金債権差押命令申立においては、「単に当該債権と他の債権とを誤認混同することなく認識することができる程度に明確に表示されていれば足りるということはできず、第三債務者において格別の負担を伴わずに識別することが可能といえることが必要」であるとして本件の問題を特定性の問題であると捉えている。

この点は、金融機関の支店を特定しない債権差押命令申立事件（仮差押命令申立事件を含む。以下同）において議論されてきた事柄であり、議論のための議論であるきらいがあるように感じられるが、執行手続における第三債務者の負担の問題を何でも「特定」の問題として議論することは、「特定」という日本語の通常の用いられ方とも異なるのであって、預金口座が「特定」されていないと（国語表現上の意味合いに強く抵触することなく）言いうる「支店不特定申立」の事案とは異なり、客観的に口座が口座番号まで付されて完全に「特定」されている本件においては、特定性の問題（民事訴訟規則第133条第2項の問題）として考えることにはやはり違和感を否めない（訴訟実務において例えば訴訟上の和解条項の作成に当たって預金口座を特定する必要があるときに金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人

を記載して特定することとされているのは、これが最も適切な口座の「特定」の方法であるからである。）。第三債務者の負担が不当に過度であるかどうかといった問題は、特定性の問題とは異なる問題として検討されるべき事柄であると考えられ、申立人代理人は、「特定」の問題ではなく、申立人が差押債権をより限定しうる状況にあるのに、第三債務者に対してあえて過度の負担を強いるような申立をするときには、当該申立は濫用的申立であるとして排斥され、あるいは、弁済の効力が問題となつたときには差押命令の申立の態様や差押債権の記載方法をも勘案して民法478条を柔軟に解釈することによって（同法に関する従来の裁判例に照らしても、同法が柔軟な解釈を拒絶する硬直性を有しているものとも考えられない。）公平を図ることとするのが、立法的手当のない現状では適切であると考える（同条の解釈の中で、差押債権の記載方法その他申立方法を参酌し、金融機関に不当な二重払いのリスクを負担させることのないようにするのが相当である。）。そもそも、送達を受ければ「直ちに」差押の効力が発生すると抽象的に言つてはみても、民法第478条の適用にあたつては、預金に関する情報を紙媒体で管理し、人的作業のみに頼つて検索・探知し、作業するほかなかつた時代と現在では、自ずと時間の経過についての評価も変わつてくるのは当たり前の事柄であつて、同条はそのような社会事象の実情を考慮して適用される柔軟性を欠いているものとも考えられないから、同条の解釈・適用にあたつて、申立、発令の方法を参酌事由として考慮することとするのが、妥当かつ公平であると考えられるのである。

(2) 次に、上記の点に関連する問題として、債権の一個性の問題があるが、債権執行の申立にあたつて必要な「債権の一個性」については、民事執行法151条の継続的給付に該当するか否かを厳格に解釈し

たうえで、同法上明らかに継続的給付に該当するもの以外の債権についてのいわゆる「包括的差押」（ここでは、将来債権の差押を包含する概念として用いることとする）を一切認めないとすることは適切ではないと考える（実務上もそのような取扱いはされていない。）。法律的には債権が一つではない（発生原因が単一でない）時にも、債務者と第三債務者との間の基本契約の内容、基本契約と個別契約の関係、社会的・経済的に債権が单一性を備えたものとして評価されるものであるか否か、債務者及び第三債務者に格別の不利益が生じるか否か、包括的差押を許容しない場合の債権者の負担の程度などを勘案して、民事執行法151条の継続的給付に該当するか否かが判断されるべきであるし、同条に該当しないと解される場合であっても、同条に準じる場合として包括的差押が許容されるべきである。

本件差押債権は診療報酬債権のように第三債務者が診療行為という別異の行為を行うことを前提とするものではないし、いわゆる「得意先関係」が生じている売買、運送、請負契約等のように第三債務者が改めてそれまで反復されていた取引と同様の取引を行うことを前提とするものでもない。流動性預金債権である普通預金債権は、法律上、一旦口座が開設されるとその後に発生した預金債権はそれまでに存在した預金債権と合算され、合一・単一の債権として取り扱われる性質のものである。つまり、社会的・経済的な個性に加えて、法律的な個性をも備えているのである。

若干敷衍するに、本件差押債権である普通預金は、預入期間に定めがなく、いつでも自由に引き出せる、定期性預金に対していう流動性預金であるところ、複数存在する最判によれば、かかる流動性預金については、その後の預金口座に対する入金の性質によって預金の帰属は左右されず、預金名義人に帰属するとされている（最判平成15年

2月21日は、損害保険代理店が保険契約者から收受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属すると判示し、最判平成15年6月12日は、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の名義で開設した普通預金口座が弁護士に帰属すると判示し、前最判の調査官解説は、「普通預金は、いったん預金契約を締結し、口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預け入れや払戻しをすることができる継続的取引であり、口座に入金があるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預金債権は、口座の既存の預金債権と合算され、一個の預金債権として扱われることになる。」と指摘し（尾島明、平成15年判決調査官解説・ジュリスト1256号177頁）、これら最判について検討した「振込取引の法的構造－『誤振込』事例の再検討－」森田宏樹、中田裕康・道垣内弘人編「金融取引と民法法理」は、普通預金や当座預金のような流動性預金については、預金口座に入金または支払の記帳がなされる度ごとに、個々の債権ないし資金は特定性を失い、一個の預金残高債権という別の債権の一部に融合してしまうのであって、これらの流動性預金については「ついに一個の預金債権が誰に帰属するのかが問題となるだけ」であって、「預金債権の帰属先は、通常は預金口座の開設時における預金名義人」であると指摘している。）。そして、これらの議論は、流動性預金の「帰属」に関するものであるけれども、その前提として流動性預金の法的性質（法律的一個性）が説かれているのであって、流動性預金である普通預金について特定の時期における預金残高のみしか差押の対象とすることができないというのは、流動性預金の法律上の個性の否定にもつながるものであって、流動性預金の法律的性格を見

誤るものであり、上記最判とも整合しないきらいがあるというべきである。一つの普通預金口座にかかる預金債権の社会的・経済的一個性が否定し得ないことは論ずるまでもない。

(3) 本件差押債権である普通預金債権についてこれが法律上、社会・経済上一個であることからして、「特定」を欠くというのは技巧的に過ぎるといわなければならない。

そして、銀行は、法律上銀行業務の独占を許された金融機関であり、そのような独占的業務を行うことによって利益を得ているものであるから、執行手続にかかる手続が、「不当に過度な負担」を強いるものであるか否かについては、慎重に検討されなければならず、多少の煩瑣が生じるとか、多少の時間がかかるとか、そう言ったことのみで安易に「不当に過度な負担」がかかると即断することは到底許されない（原判決のような「格別の負担を生じるか否か」という判断基準はそもそもそれ自体適切でない。金融機関以外の第三債務者は、慣れない手続による相当の負担を圧して執行手続に協力しているのであり、執行裁判所はそのような現実を正視しなければならない。）。むしろ、銀行等金融機関は、報償を得て独占的に預金の受入を行うことを公認された事業者として、適正な債権執行を可能とするように業務を行うべき（民事執行制度に服する組織として当然の）法的責任があり、（巨大な金融機関の一つとしての）社会的責任があるというべきであろう。安易に「不当に多大な負担」をいうことによる金融機関に対する過度の保護は、顧客管理システムの実態に反し、到底国民の納得を得ることはできない（もちろん、差押命令の発令に起因して弁済の有効性が争われる事態を生じさせるような事態が出来る限り生じないような配慮が必要であることは当然であるが、それは、このような申立を許容しないとすれば申立人の現実の債権回収は著しく困難であって債

務名義は文字通り画餅に帰し、本案訴訟の結果が全く実現されない事態となるという申立人側の不利益とも、適切に考量されるべき要請であることには十分に留意される必要がある。法的手続による債権者の権利の実現>銀行の相応の負担、である。他の債権差押命令における場合以上に第三債務者を過当に優遇することは適切でなく（法は差押命令の執行において第三債務者に相当の負担が生じることを当然に予定している）、銀行の負担のみが異質なものであるとも考えられない。）。

本件においては、「3日以内」という極めて短期間の限定を設け（診療報酬債権の差押において行われているような1年という比較的長期間の包括的執行を求めているわけではない。）、通常の預金執行における例と異なり、口座番号までをも特定しているのであるから（取扱支店が単一の時には、口座数がいかに多数に上ろうとも、全口座が差押の対象となり、預貯金の探索、差押債権目録に従った支払停止の措置を探らなければならないのであって、金融機関の負担は、むしろ過大になることも考えられ、いずれにせよ、負担の程度は、字義どおり、個別事情に応じた「程度問題」である。）、第三債務者の負担は不当に過度に重いものではなく、仮に負担が重くなるとしても、債権執行実務について銀行が負担すべき相当の範囲を超えるものとはいうには、相當に慎重な検討が加えられる必要がある（なお、差押債権の元金債権の差押後にその支分権として生じる利息・遅延損害金請求権に対しては元金差押の効果が当然に及ぶとされているから、預金債権の差押金額が差押命令送達後に変動することは当然に予定されている事柄である。差押債権の数額が差押命令送達の後に変動することに対処できない旨言う金融機関の回答はにわかには信じがたい上、対処できないとの回答があった場合には、「対処せよ」というのが裁

判所のなすべき決定であろう。)。

(4) 本申立は、口座開設支店の特定性を欠くという場合（社会・経済上個別の債権債務関係として取り扱われているという実情が存在しないではない。）ではなく、法律上、社会・経済上一個である債権の差押を求めるものである。このような債権を差し押さえることが「第三債務者に不当に過大な負担」を強いることになるかどうかは、極めて慎重に検討されなければならない。

法律上、社会・経済上一個の債権を（包括的）差押命令の対象とする本件申立は、その必要性が明らかに肯定される反面、債務者及び第三債務者に格別の（不当な）不利益を負担させることにもならず（この点がまさに争点なのであるが、この点は下記に詳述する。）、かえって差押実務の簡易迅速に資するものであって、診療報酬債権の包括的執行や「得意先関係」という曖昧な存在の上に立つてする反復的売買、運送、請負等に基づく代金債権の包括的執行を許容することとの均衡の観点からしても、許容されるべきである。

債権が法律上一個であることからすれば、理論的には流動性預金契約の特定（口座の特定はこれに該ることが明らかである。）がなされている以上、一定金額に満つるまでの金額を期間の限定なく許容すべきであると考えるが、今回は、第三債務者の一時的混乱を最小限度にとどめるために期間を3営業日という著しい短期間に設定することとした。

発令がされてみなければ、頻回引き出しという詐欺商法その他の犯罪利用口座に対する執行の実効性を高める可能性をそもそも封じてしまうこととなるのであり、御庁が十分に検討されることを強く期待する。変則的な申立が執行実務の簡易迅速を阻害することは理解しているつもりであるが、本件のような申立は立法的手当なくして執行手

続の実効性を確保する大きな方法となりうる（むしろ、預金者において着金確認及び振替手続がインターネット上で瞬時に行い得る今日において、差押命令送達時点の瞬間に存在した預金のみにしか差押の効果が及ばないと考えることの方が常識的ではない。現在でも、預金は事実上差押禁止財産となっているという異常な事態が生じていることは、いわゆる振込め詐欺などの被害回復が現実に著しい困難に直面していることから容易に知れる。）。このような事態が続ければ、法律による権利の実現（債権の満足はその圧倒的部分を占める）が適切になされないということになり、権利の実現は法的手続によるよりもいわゆる「アウトロー」に頼む方が有意であるということになってしまふ。そのような法律が是認しないような方法が、権利の実現のために迅速で、安価で、確実であるなどというような社会は異常である。銀行の負担は、銀行が業務として預金を受入れていること、銀行の公的な性格、債権者の正当な権利の実現の要請などを踏まえてなお、これらを越える、甘受させるべきでない程度に不当に過度な負担であるかどうかという観点から検討されなければならない。執行手続の無力化は民事訴訟制度全体を崩壊させる。民事訴訟制度は、債務主義が実現されるということを前提に運用されているのであって、民事訴訟で勝訴しようが敗訴しようが現実の支払とは無関係であるということになれば（預金執行の恒常的不奏功は他の包括執行等の手続の存在を考えてなお、現実にはこのような事態をもたらすものと考えられる。）、民事訴訟制度は国民の頼るところではなくなることが明らかである。本件のような申立が第三債務者にとって格別の負担を生じさせるものであると言うときには、第三債務者側において不服の申立を行わせてその具体的不利益を主張させるのが適切である。

2 不当に過度な負担を生じるか

(1) 原決定は、第三債務者である銀行が、払い出し停止を行った預金口座について、個別に入金状況の確認や停止の解除を人為的に行うこと必要であるとの（別件申立事件における）銀行等の調査嘱託に対する結果を無批判に採用している。

しかしながら、残高の照会と差押債権額までの留保、その余の部分の払戻を手作業でしなければならないという旨の銀行の調査嘱託に対する回答（これら回答は、その内容、体裁、分量からして、真摯に検討して誠実に応答する姿勢を見うるものではない。データ管理の状況等の具体的な事情や資料を示して回答するものも一つもない。）は、電子的記録によって預金を管理し、コンピューター上で預金口座に関する出入金情報が管理されているという実態（およそ、常識に属する事柄である。）、銀行が自行債権をより確実に回収するために一般的に採用している出金停止措置の存在等に照らし、直ちに信用することは出来ないものというほかはない（なお、東京高決平成18年6月19日は、「各金融機関においては、顧客の指名又は商号を含む預金に係る情報を電子的なデータとして管理して隨時更新していることは顕著な事実である」と指摘している。そして、流動性預金は、決済に用いられることが予定されており、決済の方法が多様化しているこんにちにおいて、これに対応できないような預金情報の電子的記録上の管理がなされているとはおよそ考え難い。診療報酬債権などとは全く異なり、流動性預金は、決済性預金として様々な決済に対処できるところにこそ、その存在価値があるのであり、その債権が可変性に富む電磁的記録（電磁的記録の最も大きな性質はその豊富な可変性にこそ存在する。）によって管理されていることが明らかなのであるから、本件申立に対応できないというのは、常識に照らしても考え難い。）。

実際に、平成9年には、将来の一定の時期に引き落としがされることが予定されている金額と口座の預金残高とを照合し、その差額を計算して表示することができるシステムが開発されているというのであり（疎甲1）、さらに、平成10年には、口座の残高及び未決済引落し情報を各情報が格納された部分から取得し、その相互の関係を照合して自動的に振替手続を行い、その結果を各情報が格納された部分に反映するというシステムが開発されているというのであり（疎甲2）、このようなシステムが開発されたのが現在から10年以上前であること及び通常の経済生活において接する預金取引に対する素人的認識に照らしても、このようなシステムが第三債務者において採用されていないとは容易には考えられない（あるいは、少なくとも、第三債務者において採用しようと思えば格別の困難なく採用できるものであると考えられる。第三者に不規則に支払をすることが本来的に予定されていない診療報酬債権であるとか、（継続的取引関係にある）売買代金債権等とは、この点が決定的に異なる。）。

(2) 仮に金融機関において本件差押命令への対応（払戻請求への応対）に人的労力を要するとしても、本件申立により差押命令が発令されたときには、①差押命令の送達、②支払停止の措置、③債務者から第三債務者に支払の求めがあったときの預金残高と請求債権金額の比較（残高との照合は、差押債務者からの払戻請求に応じる義務があることによって生じる負担であるというのであるから、差押債務者から払戻要求があったときにのみ行えば足りるものである。）、④請求金額を超える部分の払戻、という事務作業の流れをたどるものと考えられるのであって、第三債務者としては、当該預金口座を3日間注視し続けることが求められるのではなく、支払停止（払戻停止）措置を採った上で、債務者からの払戻の求めがあったときにのみ差押債権額と預

金残高を比較する作業をすれば足りるものと考えられるから、第三債務者である銀行が不当に過度の負担を強いられることになるとも考えられない。

原決定のうち口座への送金が債務者以外によってなされることを云々する部分は、議論を正解しないものであるというほかはない。

(3) また、そもそも、預金債権差押の効果は従前も預金元本の支分権である利息債権（当然のことであるが、差押命令送達後に増加するものである。）に及ぶことからして、差押命令送達時の後にも、当該差押手続きに関して差押債権額の計算、預金残高との照合、払戻請求への応否や応じるとしてその範囲の確定、その旨の債務者への通知という手続の煩瑣が生じることは、現行の運用上もすでに予定されている事柄であるというべきである。これに応じることができないというような銀行の回答をそのまま採用することは現在の運用をも変容させる必要があるということを意味するのであって、およそ適切なことであるとは考えられない。

(4) 加えて、金融機関は、差押命令が送達された金融機関が適切な対応をしている限り、不当な責任を負わされることはない（適時に払い戻し手続を行っている以上、差押手続との関係で多少の時間が経過することとなつたとしても、銀行が債務不履行責任を負うことにはならないと考えられる。また、差押命令が送達されているのに払戻をしてしまった場合でも、差押命令申立人が現在実務上一般的に採用されている預金債権の表示方法とは異なつた表示方法を自ら採用したのであるから、公平の観点から、債権の準占有者に対する弁済を一定の範囲で広く認めることによって利害の調整がなされるべきである。）。

さらには、金融機関は、差押命令の送達があったときにはこれに対処するに足りる合理的な時間であれば払戻に応じないこととする旨

の約款を定めたとしても不合理なものではなく、その効果を否定されることはないと考えられるから、しかるべき約款を策定するなどして負担及び責任を軽減、回避しうるものとも考えられる。

(5) 屋を重ねるきらいがあるが、さらに言えば、銀行は、自行の利益のためには、本件のような出金停止措置を行ってきたのであり（旧銀行取引約定書に、預金者または保証人の預金その他の銀行に対する債権について差押命令が発送されたときは当然に期限の利益を失って銀行に対する預金その他の債権の全てが当該銀行に対する債務の引当とされると規定されていたところである（旧銀行取引約定書第5条1項3号）。）、差押命令があったときには強制執行手続を無力化することとなると非難されるような相殺をしてまで自行の債権の満足のために全ての預金等債権等（もちろん、本件で差押の効力を及ぼさるべきであると主張している将来債権部分を含む）にかかる出金を自行の債権額に満つるまで停止する措置をとってきたのである。

また、例えば、預金者（ないしその代理人弁護士）から債務整理手続の通知（受任通知等）が発出された場合にも、銀行は貸金債権の回収（相殺）のために預金を凍結し、当該凍結後に（預金者にとっては不慮の事態として）振込まれた給与等によって構成される預金部分についても出金を拒否して自行の債権のみの優先的満足を得ようと強弁することがあることは破産手続等実務上顕著な事柄である（一旦相殺の意思表示をした後に発生した預金部分について、銀行が改めて相殺の意思表示をすること自体は禁じられるところではないと考えられるが、弁護士による介入通知の発出後にされた振込について相殺をすることは銀行が偏頗的回収行為を行うものであるから許されないのでないか、等という議論がなされていることは周知のところである。いずれにせよ、銀行が介入通知到達の後になされた振込による預

金についても自行の債権回収の引き当てとしようとして出金を停止することがあることは上記議論の当然の前提である。)。

このように、自行の利益のためには本件申立に係る方法と同様の出金の取扱いをしているにもかかわらず、差押手続に協力するという場面においては不可能であるとか著しく困難であるなどと言い出すというのは、我が国に服する金融機関の執行制度に対するあり方として、やはり、不誠実なものであるとの非難をせざるを得ないものといわなければならない。

第3 結語

以上のとおりであって、本件の問題を特定性の問題であると捉え、第三債務者である銀行がした、払い出し停止を行った預金口座について個別に入金状況の確認や停止の解除を人為的に行うことが必要であるとの調査嘱託に対する回答を無批判に採用した上、このような事務手続が銀行にとって甚大な負担となる可能性があるとして、具体的な預貯金差押等取扱実務について詳細な検証をすることなく、債権者と債務者、第三債務者の利害関係を調整しうる方途について検討せず、将来債権の差押が実務上認められている他の債権差押手続の実情やこれらすでに容認されている手続との異同等を検討することもないまま申立を却下した原決定は取り消されるべきである。

よって、抗告の趣旨記載の決定を求める。

なお、御庁が調査嘱託の申立を検討されるときには、銀行に対して、
①出金停止措置をとる場合にはどのような場合があるか、②預金者に支払事故があって出金停止をするべき事態になったときに夜間休日にはどのような対応をしているか、③不渡りなど期限の利益が失われ、自行の債権の保全回収の必要性が生じた場合に銀行が採る手續と本

件差押命令に応じられることとの関係（自行の債権を保全するためには本件差押命令が送達されたのと同様の処理をするのに第三債務者として同様の手続を行うことに格別の負担が生じるというときにはその具体的負担の内容及びこれが生じる理由）、④預金債権が差し押さえられた後に利息債権が加算されて差押債権を越えることとなつた場合の処理、⑤本件差押命令による何らかの不利益を銀行が回避するために考えられる約款の変更等についての調査を嘱託されるのが適切であり、また、銀行等のみでなく、疎甲号証記載の大手システム会社に対して銀行実務において採用されているシステムの内容とそれを用いた本件差押命令に対する対応の可否及び対応可能性について調査を嘱託されるのが適切であると考える。

証拠方法

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 疎甲1 公開特許公報（特開平10-222586） | 1部 |
| 2 疎甲2 同上（特開2000-194786） | 1部 |

添付書類

- | | |
|----------|-----|
| 1 疎甲号証写し | 各1部 |
| 2 委任状 | 1通 |
| 3 副本 | 2通 |

以上

当事者目録

[REDACTED]
抗告人（債権者） [REDACTED]

(送達場所)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番5号

虎ノ門1丁目森ビル2階

あおい法律事務所

抗告人代理人弁護士 荒井哲朗

同 弁護士 白井晶子

〒104-0043 東京都中央区湊三丁目8番1号

(債務名義上の住所) 東京都千代田区岩本町2丁目16番5号

相手方（債務者） 株式会社フロンティア

代表者代表取締役 中川 [REDACTED]

〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

第三債務者 株式会社三菱東京UFJ銀行

代表者代表取締役 永易 [REDACTED]

(送達場所)

〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1

株式会社三菱東京UFJ銀行本店

差押債権目録

金104万9670円

ただし、債務者が第三債務者（本店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日以降に既に発生した利息債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

口座の表示：普通預金口座、口座番号7874483

口座名義人 株式会社フロンティア

差し押さえる普通預金の時的範囲：本命令送達の時から3営業日以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分（本命令送達の時に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに受入れた金員によって構成される部分）

元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序：元本の受入れ時期の早いものから（頭書金額に満つるまで）

これは正本である。

平成20年11月7日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 加藤政人

